

岩手県告示第670号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年7月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 イリヤマ株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市川岸一丁目16番11号
 - ウ 代表者の氏名 高橋駿介
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第918号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年7月1日付けで大工工事業、とび・土工工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年7月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 滝村建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上鹿妻田貝95の1
 - ウ 代表者の氏名 滝村幸男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第2691号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年7月24日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年7月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社北日本土木
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字八ツ長62番地1
 - ウ 代表者の氏名 下斗米秀夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第5014号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年7月27日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年7月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸好建設有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根上餅田50番地
 - ウ 代表者の氏名 佐藤好彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6268号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年7月29日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 ベトン工業株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市門二丁目3番5号
- ウ 代表者の氏名 松田利夫
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第6361号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年7月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成21年7月9日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 北星建設株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区岩谷堂字川原崎7番地1
- ウ 代表者の氏名 紺野則雄
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第6458号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年7月8日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成21年7月10日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 水沢ガス商事株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区山崎町14番16号
- ウ 代表者の氏名 伊藤禮正
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第6648号
- (3) 処分の内容 土木工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年7月7日付けで土木工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成21年7月3日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社キムラ
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮字稲荷34番地1
- ウ 代表者の氏名 木村明義
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第6949号
- (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年7月2日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成21年7月16日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社北斗建設
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字柳沢1465番1
- ウ 代表者の氏名 佐々木良宣

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第7671号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年7月14日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成21年7月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社テクス岩手

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ二丁目13番18号

ウ 代表者の氏名 後藤健助

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第7815号

(3) 処分の内容 電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年7月1日付けで電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成21年7月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 浅沼土建

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中太田字小沼95番地1

ウ 代表者の氏名 浅沼正吉

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第8421号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年7月6日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成21年6月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 上山工務店

イ 主たる営業所の所在地 久慈市宇部町第6地割9番地16

ウ 代表者の氏名 上山民男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第8785号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年6月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成21年7月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 信成建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 花巻市天下田48番地9

ウ 代表者の氏名 和田範美

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第40002号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年7月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成21年7月2日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 イリヤマ株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 北上市川岸一丁目16番11号
- ウ 代表者の氏名 高橋駿介
- エ 許可番号 岩手県知事許可(特-19)第918号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年7月1日付けで土木工事業、建築工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成21年7月30日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社山善
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市黒石野二丁目44番地45
- ウ 代表者の氏名 山本善一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(特-19)第3890号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年7月29日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成21年7月10日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 水沢ガス商事株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区山崎町14番16号
- ウ 代表者の氏名 伊藤禮正
- エ 許可番号 岩手県知事許可(特-20)第6648号

(3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年7月7日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。